

「老老介護」の事件についての判決等

要介護者		女性 79歳
家族の状況	同居	夫（介護者） 男性 88歳
	別居	夫の子4名（先妻との間の子）

1 裁判日時

平成26年10月14日（火）15:00

2 裁判の内容（公判で聴き取った内容を文章化したもの。）

(1) 判決結果

懲役3年。執行猶予5年。

(2) 量刑の理由

～ 犯罪事実 ～

- ・夫は3男1女をもうけた後、離婚し、後妻（要介護者の女性。以後、「女性」という。）と再婚した。
- ・女性が大腿骨骨折で歩行に支障が出た後は、家事や世話をを行った。
- ・平成26年5月14日、娘の勧めで女性を介護付有料住宅に入所させた。金銭的な不安から2日後に退所させた。
- ・家事の負担、介護の負担、便による床の掃除などで、身体的にも精神的にも追い込まれた。
- ・平成26年5月29日午前2時、夫は目を覚まし、安らかに眠る女性を見て、「(夫が) 死んだらどうしよう。このまま天国に行ったほうがいい」と、ビニール紐を準備し、午前2時20分に殺害した。3時19分、自首した。

～夫を非難すべき内容等～

- ・ 夫には、検察側の言うとおりに、介護から逃れたいとの気持ちがあった。
- ・ 女性の介護レベルは、要介護1から2程度で深刻でない状態で、適切な介護を受ければ、まだ健やかに余生を楽しめたし、まだ生きていたはずである。
- ・ 夫は一人よがりな考えで、女性の大切な命を奪ってしまったので非難は免れない。
- ・ しかし、夫は、女性のことを先妻の子どもらに相談できなかった。また、頼りになる親しい知人もいなかった。夫の性格や強い責任感が災いし公的サービスを受けず、孤立無援の中で追い込まれ冷静な判断ができなくなり女性の将来を悲観してとっさに殺意を抱いた。
- ・ 88歳という夫の年齢を考えると、身体の不調から自分がいつ死ぬかもしれないと不安になるのも無理ない。
- ・ また、夫は、客観的には公的サービスなどが存在することも知らなかったし、その知識も無かった。日々の生活の中で、情報を把握し理解することも難しかった。このため、夫だけを責められるものでない。
公的機関や地域社会には、このような人を早期に把握し、情報を周知して利用しやすくするための一層の努力を求める。
- ・ 夫が公的サービスを選択せず、追い込まれたことを強く責めることはできない。そのため、刑事責任が重いとは言えない。自首し反省し、また、前科がなく、これまでまじめに生活してきた人物であること、また、長男が法廷で夫を有料老人ホームに入所させることを約束し、夫も入所の意思を述べたことなどを合わせ考慮した結果、減刑のうえ執行猶予が妥当。

【 現在 】 高齢者の在宅生活上の問題に気づく視点

課題分析標準項目

基本情報に関する項目

標準項目名	項目の主な内容（例）
1 基本情報（受付、利用者等基本情報）	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報（受付日時、受付対応者、受付方法等）、利用者の基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の連絡先）、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2 生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3 利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報（介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等）について記載する項目
4 現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内容を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5 障害高齢者の日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度について記載する項目
6 認知症である高齢者の日常生活自立度	認知症である高齢者の日常生活自立度について記載する項目
7 主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8 認定情報	利用者の認定結果（要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等）について記載する項目
9 課題分析（アセスメント）理由	当該課題分析（アセスメント）の理由（初回、定期、通院退所時等）について記載する項目

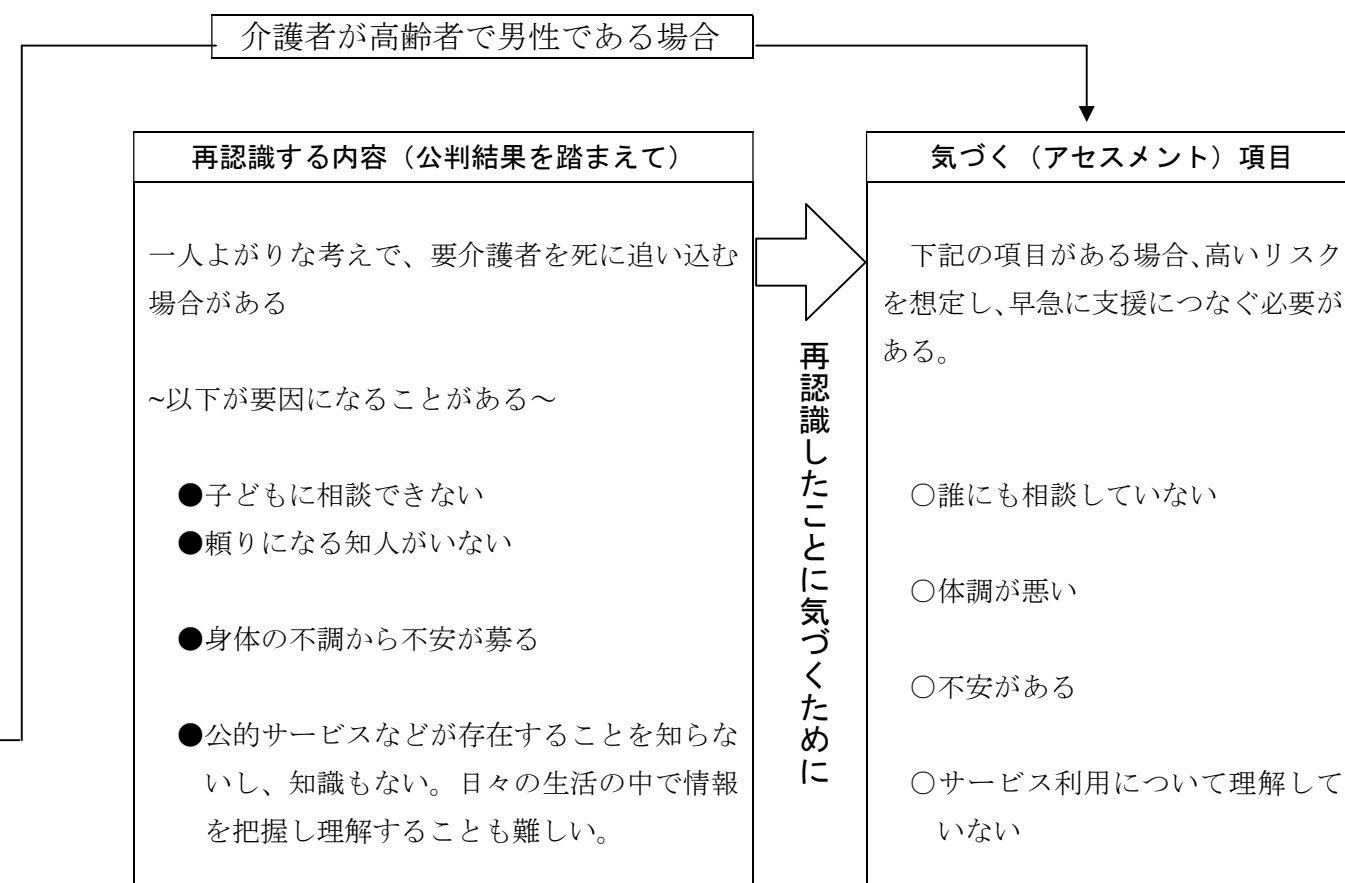
課題分析（アセスメント）に関する項目

標準項目名	項目の主な内容（例）
10 健康状態	利用者の健康状態（既往歴、主傷病、症状、痛み等）について記載する項目
11 ADL	ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）に関する項目
12 IADL	IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する項目
13 認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14 コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15 社会との関わり	社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）に関する項目
16 排泄・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17 じょく瘡、皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18 口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19 食事摂取	食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）に関する項目
20 問題行動	問題行動（暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等）に関する項目
21 介護力	利用者の介護力（介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等）に関する項目
22 居住環境	住宅改修の必要性、危険個所等の現在の居住環境について記載する項目
23 特別な状況	特別な状況（虐待、ターミナルケア等）に関する項目

<引用>

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日 老企第29号 厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙4の別添

【 今後 】 再認識し「気づき」に加える内容



計画の体系図

【基本目標】

【目標】

【施策の方向性】

【基本的な施策】

資料3

地域全体で支え合い、ずっと健やかに暮らせる安全・安心なまちづくり
地域包括ケアシステムの構築

①【健やか】
いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

②【支え合い】
高齢者と家族を見守り支え合うまち

③【安心】
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

1 生きがい・社会参加・高齢者活躍の推進

2 健康づくり・介護予防・生活支援の充実

1 地域協働による見守り・支援

2 総合的な認知症対策の推進

3 高齢者を支える家族への支援

1 身近な相談と地域支援体制の強化

2 高齢者を支える介護サービス等の充実

3 権利擁護・虐待防止の充実・強化

4 安心して生活できる環境づくり

1 教養・文化・スポーツ活動の促進

2 社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備

3 社会貢献の意欲のある高齢者を地域での生活支援の担い手につなげていく仕組みづくり

1 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

2 効果的な介護予防・生活支援の取組みの推進

3 健康づくり・介護予防・生活支援の基盤整備の推進

1 見守り・支え合いネットワークの充実

1 認知症予防の充実・強化

2 認知症高齢者の地域での生活を支える医療と介護体制の構築

3 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化

4 若年性認知症施策の強化

5 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

1 高齢者を介護する家族への相談体制の強化

2 高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備

1 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実

2 保健・医療・福祉・地域の連携強化

1 介護保険制度の適正な運営

2 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

3 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

4 在宅生活を支援するサービスの充実

5 安心してサービスを利用できる体制づくり

1 高齢者の権利擁護の推進

2 高齢者の虐待防止対策の強化

1 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

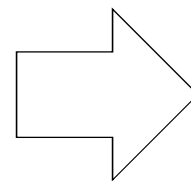
2 安心して行動できる生活環境の整備

3 防災・防犯対策の推進

4 高齢者を中心とした新たなサービス産業の振興

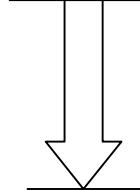
◎ 基本的な施策「高齢者を支える家族への支援」

試案(第2稿)の構成			
基本的な施策	施策	事業	
高齢者を介護する家族への相談体制の強化	介護者相互の交流機会の提供	認知症介護家族交流会事業	
		地域包括支援センター運営事業	
	行政等による相談窓口機能の充実	認知症コールセンター	
		あんしん法律相談事業	
		高齢者排泄相談事業	
		介護サービス相談員派遣事業	
	高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備	高齢者を介護する家族を支えるサービス	高齢者見守りサポーター
			介護教室の開催
			ケアメン養成講座の開催
在宅高齢者等おむつ給付サービス事業			
在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業			
高齢者を介護する家族を支える環境の整備		企業等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	



修正案			
基本的な施策	施策	事業	
「老老介護」を行う介護者の見守り・支え合いネットワークの充実	見守り・支え合いネットワークを充実させるための取り組み	いのちをつなぐネットワーク事業	
		民生委員活動支援事業	
		小地域福祉活動の推進	
	地域における互助活動を推進するための支援	地域相談支援事業	
在宅介護サービス提供者の「老老介護」を行う介護者理解の推進	人材の育成	介護サービス従事者への研修	
		介護サービス事業経営者への研修	
高齢者を介護する家族への相談体制の強化	介護者相互の交流機会の提供	認知症介護家族交流会事業	
		地域包括支援センター運営事業	
	行政等による相談窓口機能の充実	認知症コールセンター	
		あんしん法律相談事業	
		高齢者排泄相談事業	
		介護サービス相談員派遣事業	
		不安、悩みなどのこころの相談窓口機能の充実	心配ごと相談所運営委託事業
		自殺予防こころの相談電話	
	高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備	高齢者を介護する家族を支えるサービス	高齢者見守りサポーター
			介護教室の開催
ケアメン養成講座の開催			
在宅高齢者等おむつ給付サービス事業			
在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業			
高齢者を介護する家族を支える環境の整備		企業等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	

再認識し気づく（アセスメント）項目
 下記の項目がある場合、高いリスクを想定し、早急に支援につなぐ必要がある。 ○誰にも相談していない ○体調が悪い ○不安がある ○サービス利用について理解していない



気づくための施策

（仮称）第四次北九州市高齢者支援計画 目標②【支え合い】高齢者と家族を支え合うまち
 施策の方向性3【高齢者を支える家族への支援】

※ 網掛けは計画試案に加える内容

基本的な施策	施策	事業名	事業概要	老老介護を行う介護者支援のための強化内容（案）
「老老介護」を行う介護者の見守り・支え合いネットワークの充実	見守り・支え合いネットワークを充実させるための取組み	いのちをつなぐネットワーク事業	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図る。	民生委員等からの老老介護を行っている世帯の相談について、地域包括支援センター等との更なる連携強化を図る。
		民生委員活動支援事業	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っている。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加している。今後、活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図る。	ひとり暮らし高齢者はもとより、高齢者のみの世帯で、特に介護を行っている世帯については、声かけや見守りの強化を図る。
		小地域福祉活動の推進	住民が主体となり地域での見守り・支え合いを行う小地域福祉活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」に対し補助金を交付し、活動の充実・強化を図る。	高齢者世帯については、現在も見守り対象となっており、今後、老老介護を行う世帯については、積極的に声かけを行うなど、見守りの強化に努める。
	地域における互助活動を推進するための支援	地域相談支援事業	地域の見守り・支援を強化するために、（仮称）地域支援コーディネーターが地域に出向き、福祉協力員等の身近な地域の支え手の発掘や互助活動を支援する。	民生委員活動や社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」等を支援する。
		保健・医療・福祉・地域連携推進システムの推進	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図る。	老老介護をテーマとした講演会、勉強会、研究会等を開催し、市民の老老介護に対する意識の向上を図る。
	在宅介護サービス提供者の「老老介護」を行う介護者理解の推進	人材の育成	介護サービス従事者への研修	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施する。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図る。
介護サービス事業経営者への研修			介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令順守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進する。	研修時において、気付きの意識を高めてもらうよう、介護者の高齢化の現状や課題等について啓発を行う。

支援するための施策

高齢者を介護する 家族への相談体制 の強化	介護者相互の交流機会 の提供	認知症介護家族交流会事業	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催する。	相談者に気になる点がある場合は、関連機関に情報提供を行う。
	行政等による相談窓口 機能の充実	地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談窓口としての周知をより一層図りつつ、市民に身近な市民センターや区役所で、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に対応する。相談には、自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、地域ケア会議の開催などを通じ関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPOやボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進する。	地域の身近な相談窓口として市民センターでの巡回相談及び訪問活動の強化を行う。 事例に対するアセスメントを通じ、関係部署との連携に努め、高齢者とその家族への相談体制の強化を図る。
		認知症コールセンター	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンター設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行う。	相談者に気になる点がある場合は、関連機関に情報提供を行う。
		あんしん法律相談事業	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施する。	相談内容に応じた適切な対応を行う。
		高齢者排泄相談事業	主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施する。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催する。	相談者に気になる点がある場合は、関連機関に情報提供を行う。
		介護サービス相談員派遣事業	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図る。	—
不安、悩みなどのこころの相談窓口機能の充実	心配ごと相談所運営委託事業	身近なところで気軽に相談できる窓口を設置し、高齢者等の様々な問題に関する相談に応じる。	老老介護についての相談の場合、本人の要求に応じ、関係機関に情報提供を行う。	
	自殺予防こころの相談電話	自殺を含む、こころの悩みなど、匿名で気軽に利用できる専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じる。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行う。	相談者の悩みなどに寄り添った傾聴を行う。 必要に応じ、地域資源の紹介を行う。	
高齢者を介護する 家族を支えるサービスの充実と環境整備	高齢者を介護する家族 を支えるサービス	高齢者見守りサポーター	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行う。	訪問時に気になる点がある場合は、関連機関に情報提供を行う。
		介護教室の開催	実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士などが指導する。	家族介護に必要な知識・技術に関する研修を行う。 (認知症の特性、被介護者への接し方や、傾聴、介護者のストレスケアなど)
		ケアメン養成講座の開催	男性を対象に、介護や家事に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催する。また、わかりやすい冊子による啓発を行う。	—
		在宅高齢者等おむつ給付サービス事業	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行う。	事業者が訪問時に気になる点がある場合は、関連機関に情報提供を行う。
		在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行う。	
高齢者を介護する家族 を支える環境の整備	企業等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図る。	—	